

【別紙】

全国土地改良事業団体連合会の概要

1. 目的

都道府県土地改良事業団体連合会（土地改良区、市町村、農業協同組合が会員）及び土地改良事業を行う者（一定規模以上の地域を有する土地改良区）を会員として、会員の事業の指導等を通じて、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。（土地改良法第111条の2）

2. 設立

昭和32年に土地改良法が改正され、連合会が法律上位置づけられたことに伴い、昭和33年8月19日に設立

3. 組織（令和7年1月現在）

会員数 74団体（都道府県連合会 47 土地改良区 27）
職員数 43名

4. 業務

（1）法律で定められているもの（土地改良法第111条の9）

- ① 会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助
- ② 会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事
- ③ 土地改良事業に関する教育及び情報の提供
- ④ 土地改良事業に関する調査及び研究
- ⑤ 国又は都道府県の行う土地改良事業に対する協力
- ⑥ 全国連合会にあっては会員たる地方連合会の事業の指導
- ⑦ 前各号に掲げる事業のほか目的を達成するため必要な事業

（2）具体的な活動

- ① 土地改良事業に関する技術支援
土地改良施設の保全・管理の適正化、水土里ネットの複式簿記に関する支援、農家負担金の軽減支援対策、換地処分の紛争処理支援、災害からの復旧・復興支援等
- ② 水土里ネット職員の資質向上と情報提供
水土里ネット職員の技術力と意欲の向上に向けた各種研修、土地改良予算・制度等に係る情報提供
- ③ 土地改良政策に関する調査・研究
ため池の整備促進・小水力発電の整備促進、多面的機能支払の効果的実施、土地改良団体の運営をはじめとした土地改良政策推進上の課題に関する調査・研究等
- ④ 広報
水土里ネットの意義・役割に関する水土里ネット職員の意識の啓発と国民への広報、水土里ネットの男女共同参画の推進に関する運動の展開